

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年11月20日（金）12:04～12:30
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

崎田 恭平 宮崎県日南市長

高橋 貴浩 宮崎県日南市観光・スポーツ課長補佐

横山 史朗 宮崎県日南市総合戦略課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 日南市スポーツキャンプ等追っかけ特区
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、ヒアリングを再開いたします。

続きまして、日南市から崎田市長にもおいでいただきまして、日南市のスポーツキャンプ等追っかけ特区ということでプレゼンテーションをいただきます。

時間は30分でございますので、10分、15分くらいでお話しいただきまして、その後、意見交換とさせていただきます。

内容につきましては、非公開を御要望される部分がありましたら、その場でおっしゃっていただければと思います。

きょうは、八田座長が欠席でございまして、議事進行を代行で原委員にお願いしております。

原委員、よろしくお願いたします。

○原委員 お忙しい中、大変ありがとうございます。

では、御説明をお願いいたします。

○崎田市長 宮崎県日南市でございます。

「国家戦略特区等提案日南市スポーツキャンプ等おっかけ特区」ということで御説明させていただきます。

1 ページ、この写真にありますとおり、日南市は広島カープのキャンプ地、西武ライオンズ、Jリーグではサッカーのカズがおります横浜FCなど、たくさん観光客が来る状況でございます。

2 ページ、日南市の現状としまして、年間に10万人ほどこのスポーツキャンプに対するお客さんが来る状況です。加えて、クルーズ船等の寄港もありまして、大変観光客が来ております。

ただ「しかし」と書いてありますけれども、キャンプの時期は日南市内の宿泊施設はほぼ満室でございます。客室状況は、インターネットを設けていない施設なども多くて、なかなか観光客の側も部屋を探すのが難しい状況があります。

数字で申しますと、日南市内で約1,500の定員（人）がありまして、1日最高で、8,000人とか、7,000人とか、多いときは1万人くらいが1日に押し寄せます。この1,500の定員（人）のうち、大体8割ほどが、チーム、選手、監督、報道関係者でとられている状況でございますので、残り2割程度しかよそからのお客さんが入る部屋がない状況です。

その結果、現状としまして日南市内での車中泊もしくは日帰り、または市外、宮崎市、都城市、遠い市にホテルをとって来る方もおります。

なので、昼間は物すごくにぎわっているのですけれども、夜の飲食店とかで経済効果がなかなか高まってなくて、飲食店の人たちも、昼間の割には夜はなかなか経済効果が上がらないという声が出ておるところでございます。

この赤のところには書いていますが、効果が、大体宿泊と食事がありますと、泊まれば1日1人1万円ほどは落とすであろうということで、今、キャンプ期間中は1億円ほどの損失が起きているのではないかと考えております。

日南市の今の特長を生かし切れていないということで、今回の特区提案が一般の空き部屋、空き室の民泊を可能とするための旅館業法または国家戦略特別区域法の規制緩和の提案でございます。

3 ページ、今回の特区の提案の内容ですが、まず、2つ法律を挙げていますけれども、国家戦略特別区域法第13条を考えております。その内容でございますが、一般の空き部屋、空き室であっても、市町村が定める期間において、日本人・外国人を問わず、1泊から民泊を可能とする要件の緩和ということで、今回は提案をしております。

この民泊の場合は、ホテル業とか旅館業が反対することが1つ懸念として考えられるかと思えます。日南市の場合は、今回の提案をするに当たって旅館業組合の皆さんと意見交換をさせていただきました。

でも、実際に自分たちのところではいっばいで、オーバーフローする部分はそもそも全然構わないという体制です。その中で、小さい旅館さんとか、安い旅館さんといったら失

礼ですけれども、おじいちゃん、おばあちゃんがやっている旅館さんだと、そもそもこの時期であっても満杯になっていない。つまり、インターネット等に載せていないので、よそからのお客さんをつかみ切れていない現状があります。

それがありますので、今回は日南市として宿泊施設の空き室情報の一元管理システムの構築をまずはする。これで、今、来るお客さんをまずは既存のところをしっかり送り込みます。それでもオーバーフローした部分は民泊をするという考え方について、旅館業組合の皆さんも、そうであればいい取り組みだということで、全く反対が出ていない状況です。

2月、11月がキャンプ期間でございますが、この指定した日において、一般の空き部屋、空き室に民泊をしていくということでございます。

提案としては、今回はここまでです。

こういったことをしっかりやっていく中で想定されるのは、広島カープのファン同士とか、日南市内のファンの方が広島ファンの方とファン同士の交流で部屋に泊まるということで、非常に濃く日南市を楽しんでもらえると思いますし、5ページ、うちは着地型観光、体験型観光プログラムなどもやっております、球場にずっとかぶりつくだけではなくて、日南市のほかのところにもうまく誘導しながら観光客をもっとふやしていきたい。

4ページ、今、クルーズ船がどんどん来ております。九州においては、博多、長崎、八代、日南の4つだけが九州本島では大きなクルーズ船が入る港です。今年度、入るようになりまして、6月以降は大変来ております。

先日、NHKの30分特集番組にウオッチしていただきまして、小さな田舎町にお客さんがたくさん来るとということで、国交省の資料にもなっているのですけれども、非常ににぎわっております。

将来的に、この民泊の実績を積み上げた先には、朝来て夕方に帰っていくクルーズ船でございますので、このクルーズ客に魅力を知ってもらって、次は飛行機で何泊も来てもらうことを想定していきたいと思っておりますが、日南市としては、こういった魅力があるということで、次のステップにもいけるのではないかと。

6ページ以降、飫肥の城下町、非常に伝建地区は京都の次の年になっていまして、九州で最初の伝統的建造物群保存地区になっています。この空き家をどう活用していくかが、非常に課題として残っております。

市に寄附をしていただくのですけれども、1戸の改修にやはり数千万がかかったりして、行政がやると、毎年その維持コストも、数百万、下手をすると1,000万とかかかっていく。これを行政が管理するような博物館とかではなくて、民間に活用してもらって、旅館とか、そういったことを考えています。

最後の7ページ、全国から民間人のシティーマネージャーの募集をやりまして、ベンチャー企業ですけれども、ここがとりました。

この徳永君が日南の飫肥に住んで、空き家のチェックをし、保存状態、これを民間の資金を投入して旅館等に改修しながら住ませていく、もしくは、一般家庭の古い建物に住ん

でいる人たちに対しても利活用を考えようという素地づくりをしているところでございます。

ぜひともこのスポーツキャンプというところで民泊の実績を積み上げながら、地域の旅館業にも、民泊するお客さんに、普通のホテル、旅館とは性質が違うのだということが浸透していけば、次のステップのところにもどんどん広げていって、今、私は東京に出張でしょっちゅう来ますけれども、ホテルがとれません。本当に苦労しています。オーバーフローする部分が3,000万人の時代になってくれば、地方にもどんどん流していく必要があるだろうと思っています。

そういった中では、こういった地方の取り組みを応援していただけると、そういった先行事例として実験場所になるのではないかとこのところでの今回の提案でございます。

以上でございます。

○原委員 大変ありがとうございました。

旅館組合にとってもメリットのある形でこういう事業を組み立てられているというのは大変すばらしくて、これはぜひうまくやれるようにしたいと思います。

その上で伺いをしますと、今の仕組みの旅館業法の中で、イベント開催のときに、短期的なもので市町村の要請があれば旅館業法の適用除外になるというものがありますけれども、あれを活用する可能性については、どうでしょうか。

○崎田市長 担当から聞く分には、イベントのものは毎年1回恒例1カ月間みたいなものは想定にないとは伺っているのですが、毎年1年に1カ月とか2カ月でもオーケーですか。

○原委員 もし条文があれば配ってほしいのですが、今、制度はどうなっているのですか。そこは運用の問題だと思うのです。

○崎田市長 数年に1回とか、数十年に1回の大きなイベントのときだったらオーケーだという説明で伺っているのですが。

○原委員 そこをもっと柔軟に運用できるという話も聞いたりするので、ちょっとそこは私もよく確認したい。

○藤原次長 この話は通知が出ているので、すぐに持ってまいります。

これはたしか今月か先月からスタートしていきまして、1年に1回、数週間でも大丈夫だと聞いております。ただ、公共性が極めて高いという要件だと聞いていまして、したがって、例えば、自治体とか国の関係のイベントとかで、こういったスポーツの一種のプライベートの世界で公共性がどこまで認められるかというところについては、まだ地元でもいろいろな御不安があるようです。

いずれにしても、最後に県の保健所といろいろな議論をしていただく中で決まってくると思います。

○崎田市長 不勉強で大変申しわけございません。

○阿曾沼委員 キャンプというと、年に2回ということになるのですね。

○崎田市長 はい。秋のキャンプと春のキャンプです。

○阿曾沼委員 それで、1回のキャンプは何日くらいですか。

○崎田市長 大体1カ月程度です。

○阿曾沼委員 1カ月30日で、年に2回だと60日ということですね。

○崎田市長 細かく言うとJリーグ等もありますので、幅はあると思います。

○原委員 これは、相当程度、今の仕組みの中でクリアできるところがありそうな気がしますので、それはできる範囲でまずはやっていけたらいいと思いますが、恐らくそこからさらに踏み込んで先に進んで、キャンプ期間だけではなくて、それこそ外国人観光客の体験型の宿泊なども、空き部屋・空き家を使ってやっていけるといいのではないかとということまで展開していくことを見越されていると思いますけれども、そうすると、まさに今の特区制度をもうちょっと使いやすく拡大していくということですね。

そのときに、1泊からにすること。それから、実際に市内では、空き家、空き部屋の問題が相当程度は拡大されているわけですね。

○崎田市長 一定程度はあります。特にこの歴史的建物はあります。

○原委員 これもいろいろと研究されていると思いますけれども、特区の仕組みの中でいろいろな適用除外の枠組みが幾つもあってややわかりづらいのですが、古民家についてはまた別の枠組みでできるのですね。

○崎田市長 そうです。非常にやりやすいので、多分、古民家は現状の枠でもできそうです。その中で、これは進めていこうとは思っています。

○阿曾沼委員 短期間のイベントというところに相当するのかがよくわからないのですが、例えば、広島カープは1つのイベント、西武ライオンズは1つのイベント、Jリーグは1つのイベントという、複数のイベントがあって、トータルでいくと相当な日数になりますね。そうすると、これを短期間のイベントとして特例を使うのか、使えないのかという議論もありますね。これは短期間のイベントではないですね。恒例的かつ長期のイベントということになりますね。

○原委員 できるだけ柔軟にやりましょう。

○阿曾沼委員 そういうことですね。柔軟性を担保してできるようにしていくことが重要だということですね。

○崎田市長 本当にそのイベントのもので認めてもらえるのだったら、そちらの方向での検討はできます。

今、特区のものは7泊とか10日以上ではないですか。小さな町だと7日間も連続してその町を観光するのはあり得ないので、東京だったらいろいろなところがあるのでしょうかけれども、地方だとやはり1泊からにしないと、ほぼ該当がないということです。

○阿曾沼委員 そうですね。

○原委員 今のこの話はまた紙が来てからとして、せっかく市長みたいに頑張っていられちゃうところはぜひ特区になってやっていただけるといいと思うのですが、そのときに、国家戦略特区が、昔、10年ちょっと前の小泉内閣のときにつくった構造改革特区と

やや違うのは、構造改革特区は、1つの規制改革を軸にして、それをいろいろなところでやっていきたいと思いますという仕組みだったのですが、この国家戦略特区の場合には、どちらかというところ、場所、区域の数は相当程度絞り込みます、その上でそこに集中的にいろいろな施策を投入していくということなものですから、民泊よりもちょっと広がると思います。

何かそういうもの、例えば、最近よく議論になっている話でいえば、ライドシェアであったり、外国人のクルーズ船なども来て、外国人観光客がふえていくことが期待できるのであれば、外国人就労の受け入れをもっと拡大するとか、そんなこともあり得るのかなと思ったりするのですけれども、そんな可能性ももしあれば、引き続き御検討いただけると。

○崎田市長 先ほど、4ページ以降は次の展開ということで考えておる中で、出てきた規制についてはまた考えていきたいと思っています。

御指摘のとおり、今は1点だけなので、そこのところはあると思っています。

○藤原次長 クルーズ船がこれだけ来られて経済効果が目に見える形で出ている中で、例えば、入国管理の問題とか、まさに今、原委員がおっしゃったような、宿だけではなくて車の地域の足の問題とか、いろいろなそれに絡まる規制緩和の議論もぜひ検討すべきとの議論があるのですが、実際にこれだけ来られていいことばかりではないと思うのですが、そのあたりの御苦労話みたいなものがあれば教えていただけますか。

○崎田市長 今のところは大きな混乱等はないということで、確かに中国人のお客さんのマナーが悪くてお断りだとか言っている小さな店舗はあつたりするのですけれども、入国管理のところでの課題としていますのが、CIQで検疫港になっていません。

地理的に、先ほど九州に博多、長崎、八代と言いましたけれども、東九州側はうちだけなのです。大体が日本海側で、韓国と博多、長崎のツアーとか、太平洋側のツアーとかがある中で、最初にうちに入れると非常にいいということで、クルーズ船会社から検疫港になってくれば、オールジャパンとしてふえていくという話はすごく言ってもらっています。

あと、博多、長崎が満杯なのです。

○藤原次長 これは聞いていますね。

○崎田市長 入り込めないのです。

たしか年間100隻以上の入港の実績がないとだめなので、そこはぜひ。そこは実は知事と一緒に出していますね。

○藤原次長 これは数年前も、別の自治体だと思えますけれども、まさに検疫のところの要件が厳しくて数が限られているので、おっしゃるように、そこはもう少し柔軟にいろいろなところで設置できるようにという議論が構造改革特区提案であったはずなので、そのときの議論などもございましたら、そのあたりは恐らく共通する要望だと思いますので、研究してきちんとフィードバックさせていただきます。

○崎田市長 そういった意味では、今、民泊とクルーズとかをセットで観光客みたいなど

ころの取り組みにはできるのかなという気はします。

○原委員 あと、クルーズ船はおりるときに時間がかかるということをほかのところではよく聞きますけれども、こちらはそうでもないですか。

○崎田市長 意外とそこは大きな不満は出ていません。100台のバスは来ますけれども、スムーズに出しています。

○事務局 済みません。結論から申し上げますと、旅館業法の施行規則の中で、要するに、体育会、博覧会のために一時的に営業する施設については、設備基準とか、そういったものについての適用をしないというものがあります。

それで、一時的に営業するというのがどういうものかということについての通知が出ているかどうか、そこはまだ確認ができていません。私どもが回答をいただいたときには、そういう運用をしておりますという言葉はいただいております。

○藤原次長 施行規則のところだけでもお渡ししてください。

(資料準備)

○阿曾沼委員 ちょっと資料準備を待つ時間でお聞きしたいのですが、球団のキャンプ地というのは、相当な獲得競争があるのですか。

○崎田市長 相当激しいです。

○阿曾沼委員 継続的にやっていくというのは、なかなか難しい、基本的には困難も伴うわけですね。

○崎田市長 そうです。施設整備で、やはりプロ仕様の球場の維持管理が大変なところはあります。

○阿曾沼委員 私がたまたまピッツバーグに医療産業集積の問題に関する視察に行ったときに、広島カープの選手の方々がシーズンオフにヘルスマネジメントやトレーニングをしている施設を見学しました。ピッツバーグは、アメリカンフットボールやラグビーが出来る室内競技場もあったり、なおかつ、スポーツジム施設も充実しており、UPMC等の医療チームとも連携していました。世界のスポーツのトップチームや選手が来ているとのことでした。日本ではなかなかそういう施設がないのですね。

○高橋課長補佐 施設の受け入れに関しましては、今、あったような、球団からのリクエストを十分にお聞きしながら、やはりトレーニングは一つの課題というか、その辺は市内のトレーニングセンターと連携したりといったところで、球場内には一応トレーニングルームはあるのですけれども、リクエストをうまく聞いていきながら球団と。

○崎田市長 現実が、沖縄と宮崎の競争なのです。沖縄は非常に予算を持っていらっしゃるんで、実は宮崎はつらいところはあるのです。

○阿曾沼委員 韓国のリーグとか、中国とか、台湾とか、そういう人たちが来ることはないのですか。

○崎田市長 宮崎県内には来ています。日南市はキャパがいっぱいですがけれども、県内のほかの市町村には韓国の球団とかが来ています。

- 高橋課長補佐 10月の時期のフェニックスリーグというリーグがあるのですけれども、そのときに韓国のチームも一緒に。
- 高橋課長補佐 日本の2軍と韓国の球団ですね。
- 原委員 この期間中とそれ以外のときとで、大分、地域の様子も変わってしまうのでしょうか。
- 崎田市長 そうです。実は、稼働率を年間平均しますと28%なのです。28%ということは、ホテルをつくれればいいという問題では全くなくて、暇な時期をどうするかということが課題です。
- 原委員 余り時間がないので、確認しながらでいいですか。
- まず、この旅館業法の施行規則で、5条1項3号で「体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設」が適用除外になることになっていて、要するに、法令上は一時的に営業というだけの要件になっています。それをさらにどういう解釈なのかということを確認したものがこの平成27年7月の事務連絡という通知で、年1回、2、3日程度のイベント開催時と言われているという理解でよろしいですか。
- 塩見参事官 はい。
- 原委員 法令上は一時的に営業するとしか書いていないことを、勝手に通知で年1回と言われているだけのことなので、目安みたいなものですね。
- 事務局 だから、運用という言い方をしてきたのだと思います。
- 阿曾沼委員 スポーツというのは公共性があると解釈すればいいことですね。
- 崎田市長 日南市を挙げて整備もしながら呼び込んでいる大きなイベントでございますので。
- 原委員 宿泊者が交代しない場合は実施可能とか、余計な要件を課したのですね。だから、この要件の見直しも含めて、もう少しこういうケースにも対応できるような議論をしないといけない。
- 藤原次長 先ほども申し上げたように、この公共性を非常に心配にしている自治体の方、事業者の方が多いのですね。
- 公共性は、条文上のどこにあるのですか。
- 原委員 これは条文がなく、何か勝手に言っているのではないですか。
- 藤原次長 ないのに、この公共性というのはすごく心配されているのですか。
- この要件について、施行規則が改正されているのですか。7月か8月にこれを施行していますね。
- 事務局 はい。
- 藤原次長 その施行している自体はないのですか。
- 事務局 この事務連絡のことですか。
- 藤原次長 事務連絡があるのですか。どれですか。
- 事務局 済みません。事務連絡により以下の内容が自治体に周知と表で書かれている、

そのことを言うておられるのですね。

○藤原次長 何かの文書になっているのではないのですか。

○事務局 済みません。今、その現物は手元にございませぬ。

○藤原次長 この事務連絡はないのですか。

○事務局 はい。持っていません。

○藤原次長 そうですか。わかりました。

済みません。大変申しわけございませぬ。

○原委員 詳細を確認しましょう。

○藤原次長 はい。

そのものではないのですけれども、年1回、2、3日程度のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについてはと、ここに書いてあります。事業性がなく、旅館業法の許可が不要と。

○阿曾沼委員 あとは、反復継続性というところもですね。

○藤原次長 ちょっとその通知なり何なりの事務連絡を至急取り寄せませぬ。本当に申しわけございませぬ。

○原委員 では、これはその事務連絡の見直しで対応するのか、あるいは、もっと大きな枠組みで対応していくのかということも含めて、また引き続き御相談できればと思ひませぬ。

ありがとうございました。

半分くらいは雑談みたいなことになりまして、済みませぬでした。

○崎田市長 いえ、貴重な機会をありがとうございました。